

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第72回）議事録

1 日時 令和6年5月2日（木） 16：00～16：26

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、
浅川 秀之、荒牧 知子、石井 夏生利、江崎 浩、
大橋 弘、高橋 利枝（以上8名）

（2）総務省

＜総合通信基盤局＞

渋谷 闘志彦（総務課長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、

五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

平松 寛代（電気通信技術システム課番号企画室長）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問案件

「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

開 会

○森川部会長　ただいまから情報通信審議会第72回電気通信事業政策部会を開催いたします。皆様方、ゴールデンウィークの合間に、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現在、委員8名中8名、全員の皆様方に御出席いただいております、定足数は満たしております。

オンライン、ウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言のほうをお願いできればというふうに思います。また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、諮問案件の1件となります。

(1) 諮問案件

「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

○森川部会長　諮問第1238号「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」についての審議をお願いいたします。本件は本日、総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定により本部会に付託されたものとなります。

それでは、総務省から御説明をお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○平松番号企画室長　番号企画室長の平松と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。資料72-1-1を御覧ください。ただいま表示させていただいております。

画面に資料72-1-1を表示させていただいておりますが、こちらが諮問書になってございます。

次のページの別紙を御覧ください。まず、諮問第1238号、IP網への移行等に向

けた電気通信番号制度の在り方としてございます。

1 番目の諮問理由といたしまして、令和元年 5 月に施行された電気通信事業法の改正法によりまして、電気通信番号制度の改正が行われ、電気通信番号計画によって電気通信番号の種別ごとに当該種別の電気通信番号の使用に関する条件が規定された。

一方、令和 7 年 1 月には、公衆交換電話網（P S T N）の I P 網への移行の完了が予定されており、従来の網間信号接続の在り方などに変更が生じ得る。

また、I P 網への移行後は、固定電話番号においても、双方向の番号ポータビリティを可能とすることが予定されているが、その例外の設定の必要性などについては明らかにされていない。

さらに、従来から特殊詐欺などの犯罪に電気通信番号が悪用される例が後を絶たず、最近はこのような例に対する逮捕・起訴・実刑判決に至った事例も増加している。

ついては、公衆交換電話網の I P 網への移行完了を見据えた電気通信番号の使用に関する条件等や、電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策について、これまでの議論を踏まえつつ、検討を行う必要がある。

以上により、I P 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方について諮問するものであるとしております。

2 番、答申を希望する事項は、I P 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方。

3 番、答申を希望する時期は令和 6 年 1 0 月頃。

4 番、答申が得られたときの行政上の措置は、今後の情報通信行政の推進に資するというようにしております。

これらにつきまして、詳細はお手元の資料 7 2 - 1 - 2 で御説明させていただきたいと思います。

まず、1 ページ目を御覧ください。1 ページ目は、今回の諮問の全体の概要ということになってございます。主な検討課題は、こちらにお示ししておりますとおり 3 つになってございまして、最初の 2 つが I P 網への移行に向けた関係でございます。1 番目は、事業者間による網間信号接続の在り方の制度の見直し・明確化の検討。2 つ目は、I P 網への移行後は固定電話番号についても、双方向の番号ポータビリティをすることにしておりまして、これに関する制度の見直し・明確化の検討をしたいと思っております。3 番目が最後でございしますが、電気通信番号の犯罪利用への対策に関する検討としておりまして、現在のこの犯罪利用の実態や現行の取組について整理して、これを踏まえた

対策の方向性や制度改正について検討したいというふうに思っています。

続いて、次のページでございますが、まず、最初に電気通信番号の概要について御紹介させていただきたいと思います。

3 ページ目を御覧ください。電気通信番号制度に関しましては、先ほどの諮問書にも頭出しさせていただきましたが、令和元年にこのような制度になってございます。具体的には電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者は、総務大臣から電気通信番号の使用計画の認定を受けることが必要ということになってございます。従来は、総務大臣はこの電気通信番号の指定という行為だけをしておりましたが、これに加えて、番号の指定を受けた事業者もこの指定を受けた事業者から電気通信番号の卸の提供を受けて、その番号を使う人たちも含めまして、全ての方々にこの電気通信番号の使用計画というものを策定いただいて、これに対して総務大臣の認定が必要であるというような制度に改まりました。

この指定を受けない事業者についても、この電気通信番号の使用計画の認定を受けることが必要になったのですけれども、この中には、そもそものこの番号の指定を受ける事業者、例えばNTT東西などが当たりますが、この方々のサービスをそのまま単純再販をしているような事業者も一定数ございまして、このような方々については、改めてこの電気通信番号の使用計画の内容を見ても、もともとのこの番号の指定を受けた事業者の計画と同様ということでございますので、改めて計画の内容を見る政策的な必要性がないということと、このような計画についてまで一つ一つ認定の申請をしているのは、この事業者にとっても負担になってくるということもございまして、みなし認定という制度も併せて整備されたというような体制になっているものでございます。

4 ページ目は電気通信番号制度の概要というところで、電気通信番号の計画ですとか電気通信番号の種別、認定事業者数について記載させていただいております。詳細については割愛させていただきます。

それでは、今回諮問させていただく内容の課題の3 つにつきまして、詳細を御説明させていただきたいと思います。1 つ目は、網間信号接続の現状と課題というところでございます。

6 ページ目を御覧ください。現状、この網間信号接続でございますが、電気通信番号計画では、自ら指定を受けて電気通信番号を使用する場合、指定電気通信事業者の場合という意味でございますけれども、網間信号接続として次のような使用条件が定められて

おります。こちらの表は電気通信番号計画を抜粋したものでございまして、上の表が固定電話番号・音声伝送携帯電話番号についての記述、下が付加的役務電話番号とそのほかの番号に関する記述でございます。

いずれも（１）については長く書いているのですが、要は第一種指定電気通信設備と接続してください。それと接続することによって、どのような電話についても誰でもつながることにしてくださいというような規定ぶりがされてございます。

これはどういうことかと申し上げますと、下のネットワークのイメージ図というところで記載がございまして、（１）がこのPSTNのIP網移行前のネットワーク図でございまして、現在はNTTのPSTNでは、各都道府県にPOI、これは事業者間の相互接続点になりますけれども、これが第一種指定電気通信設備ということで指定されてございまして、これと接続することによって全ての電話がつながるようにしてくださいということを想定して、この第一種指定電気通信設備と接続してくださいということが規定されてございます。

これがIP網への移行後どうなるかという、（２）のようなネットワーク図になりまして、各都道府県に設置されたPOIというのがなくなりまして、NTT東西の東京と大阪のみの２拠点のみにこのPOIというのが設置されていくような構造になってございます。このようなネットワークの構造の変化を想定しまして、この固定電話番号と音声の伝送携帯電話番号については、上の表の（２）のところで全ての事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法ということが、令和元年に整備されていたというような状況になっているところでございます。

現状どうなっているかという、（２）のところで御説明差し上げました２拠点の東京と大阪のPOIなのですが、令和５年６月に、改めて第一種指定電気通信設備に指定されたという状況になってございまして、現在は（１）、（２）とわざわざ分けて整備していたのですが、もともとの（１）でも、そのまま第一種指定電気通信設備として接続してくださいという方法で読めているというところで、若干この固定と音声伝送携帯電話番号の規定ぶりや使用条件に重複感があるというようなところが出ているという点が１つ目です。

２つ目は、この（２）の部分については、後ろのほうにENUM方式に限るというところの規定ぶりがございまして、ここが（１）、（２）の大きな差の違うところなのですが、このENUM方式に限るとしているのは、電話の番号ポータビリティをしていくた

めには、このENUM方式にさせていただく必要がありまして、特に固定電話番号と音声伝送携帯電話番号については、競争政策の観点から、番号ポータビリティをするということが総務省で方針として決めていて、それに基づいてENUM方式に限るというような番号の使用条件が現在つけられているというところなのですが、このENUM方式に限るという規定については、付加的役務電話番号等については特に規定はされていないので、こちらについてこのような規定ぶりが必要かどうかということが論点になってくるというような状況でございます。

7ページ目を御覧ください。7ページ目は今、口頭で御説明したことが記載させていただいておりますが、課題といたしましては、IP網移行というネットワーク接続の変化やNTT東日本・西日本の東京・大阪のPOIが第一種指定電気通信設備に令和5年6月に指定されたということを踏まえまして、現行の網間信号接続に関する使用条件が先ほど申し上げたように重複しており、そういったことが適切かどうか、検討が必要ではないかというような状況になってございます。

そこで検討事項といたしまして、まずは固定電話番号・音声伝送携帯電話番号については、重複感があるような部分についてどう考えるのかというのが1つ目。2つ目については、付加的役務電話番号などについては、そもそも現行上、ENUM方式の義務づけがない、ENUM方式を義務づけるためにはそもそもこれらについて番号ポータビリティの必要性があるのかどうかということについて、検討していくことが必要だというふうに考えております。こちらが課題の1つ目の内容でございます。

8ページ目はENUM方式について説明した内容ですが、詳細については割愛させていただきます。

続きまして、2つ目の課題でございました固定電話番号における番号ポータビリティの現状と課題でございます。

10ページ目を御覧ください。10ページ目でございます。まず現状でございますが、現在、電気通信番号計画では、音声伝送携帯電話番号と同様に固定電話番号についても、双方向の番号ポータビリティをしてくださいというようなことの条件付けとして規定されてございます。こちらの表にございますのは電気通信番号計画の抜粋でございまして、上が固定電話番号の使用に関する条件、下が音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件でございます。いずれも双方向相互間で番号ポータビリティを可能としないといけないというような規定がございまして。

こちらで、下のほうの音声伝送携帯電話番号の使用に関する条件のほうを見ていただきたいんですけども、こちらはただし書きといたしまして、例えばデータ伝送役務だけしか提供していない場合ですとか、ショートメッセージサービスのみ、つまりSMSのみを提供している場合についてまで、こちらについては非常にサービスが小さいものですので、こういった場合についてまでは番号ポータビリティを義務づけしていないというような例外規定が設けられてございます。

一方、上のほうの固定電話番号のほうの使用条件については、このような例外規定が現在ございません。このような状況について事業者とお話ししていると、例えば公衆電話ですとか、電話番号ポータビリティのニーズがおよそないようなものについてもあるのではないかなというような話がございまして、それがこういうものが仮に認められますと、形式上、今の規定ぶりでは、この番号計画違反ということが生じてしまいますので、検討事項といたしましては、固定電話番号の番号ポータビリティについて、義務づけの除外とすることが適当と考える役務があるかどうかということについてきちんと確認し、制度について反映していきたいというふうに考えてございます。こちらは2つ目の課題でございました。

最後が、3つ目の課題といたしまして、電気通信番号の犯罪利用や対策ということでございます。

12ページ目を御覧ください。12ページ目にお示ししているグラフは、毎年、警察庁が公表されております特殊詐欺の認知・検挙状況についての数字を事務局の総務省でグラフ化したものになってございます。また、このグラフ化に合わせて、当時どんな犯罪の手口があったかという主なものについて記載させていただいております。オレオレ詐欺のようなものが特殊詐欺と言われておりますけれども、こういったものが多く言われるようになったのは大体平成16年からでございまして、当時は、足がつかないプリペイド携帯電話が多く利用されておりました。

そこでこういった使い方について対応するために、携帯電話不正利用防止法が制定されまして、きちんと携帯電話、プリペイド電話も含めまして、本人確認の義務づけというものがされたところでございます。平成20年にはこの本人確認義務のスコープを広げまして、対策を講じて、平成21年には大きくこの特殊詐欺の件数も減ったのですが、その後、このような本人確認義務をかいぐるような形ですとか、また、固定電話番号を利用した電話転送サービス、固定電話番号には03とか06とかそういったものです

けども、こういったものには一定の信頼性があるというところでこのようなものが表示されますと、特に高齢者の方が特殊詐欺にかかりやすいという、そういった心情的なところをうまく利用されたように、この転送サービスが使われるようなことがありまして、徐々にこの特殊詐欺の件数が増加していったというような状況がございます。

令和元年には、先ほどお話ししましたこの電気通信番号計画というのが施行され、新たな対策を講じまして、また減ったのですが、最近では、今度は050のIP電話というものがどんどん使われるようになりまして、増加しているというような状況になってございます。

今年度に入りまして、この050のIPも契約時の本人確認義務に対象になっておりますので、この数が少し減ってきたのではないかというふうに思っているのですが、こういった特殊詐欺、電気通信番号を悪用した犯罪に関しましては、昔から対策を講じては新たな手段が登場して、犯罪に悪用されるというような言わば、たちごっこのような残念な状況が続いているというふうに感じてございます。

続いて13ページ目でございます。具体的にこのような犯罪に使われている電気通信番号ですが、種類としてどのような傾向があるのかということについてお示ししているのがこちらの表になっております。こちらは令和5年の1月から11月のグラフでございまして、警察庁で取りまとめられた図になって、グラフになってございます。

ボリュームといたしましては、赤の国際電話番号、オレンジの050番号が多いのですが、こちらは対策を講じていることによりまして段階的に減少傾向になっております。恐らく令和6年、今年に入りますと、もっと数としては減っているのではないかというふうに思います。

一方、従来からこの水色の固定電話番号については、転送電話含めまして対策を講じてきましたが、こちらが徐々に増加しているというような状況になってございまして、こちらでも新しい対策を講じたら、昔ながらの電話番号が増えているという半ばモグラたたきのような状況になっているというような形になってございます。

続いて14ページ目でございますが、最近では、先ほど令和元年から開始した電気通信番号使用計画の認定制度について御説明させていただきましたが、この総務大臣から使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、逮捕・起訴されて実刑判決が出ている例というものも最近は増えてきてございます。こちら、どのような形かと申し上げますと、電気通信番号の使用計画の認定を総務大臣から受けますと、その電気通信事業者は番号

を使用することが可能になります。その使用が可能になった番号を特殊詐欺グループに提供して、その特殊詐欺グループがその番号を使って電話口で詐欺を行うということが一般的なやり方です。

ですので、この電気通信事業者は特殊詐欺の幫助犯というような形で、起訴・逮捕・検挙されているところが非常に多いところでございまして、その被害額についても1社当たり15億円とか10億円以上のお金をだまし取っているというような形で非常に規模が小さくないところでございますし、令和5年の特殊詐欺についても全体では400億円を超えているというところで増加傾向にあるということ、また、この特殊詐欺については、70%、80%の方の被害者が高齢者、65歳以上の方が被害に遭っているということで、非常に社会的に悪質性が高い重大な犯罪ではないかというふうに思っているところでございます。

このような現状につきまして、課題といたしましては15ページ目になりますが、現在このような電気通信番号にもともと特殊詐欺などの犯罪に使うということをあらかじめ思っていないがそういった意思を秘匿して、電気通信番号使用計画の認定の申請を行う方々というのが現実としてはいらっしゃるのですが、こういった方々に対して抑止効果を働かせるなど有効な対策を行うことができていない、そういうことが必要だというふうに考えてございます。

もう一つは認定をした後の話なのですが、認定した後にこういった事業者が電気通信番号を犯罪に悪用した場合については、迅速に認定を取り消すなどの対応を行うことが必要だと思いますけれども、そういったことができていないというような課題が現在ございます。

そこで検討事項といたしまして、まずは電気通信番号の犯罪利用の現状を整理したいと思っております、電気通信番号の犯罪などに悪用されている実態ですとか、また、こういった状況について何もしていなかったわけではなく、事業者において自主的に取組などがされているところでもございますので、そういった状況について整理した上で、電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策、予防的な対策、事後的な対策を含めまして整理いたしまして、制度改正を進めていきたいというふうに思っております。

最後、全体のスケジュールでございます。17ページ目を御覧ください。本日、こちらの審議会に5月2日、諮問させていただきまして、その後、具体的には電気通信番号政策委員会で詳細に検討していきたいと思っております。

具体的に検討課題、今後の進め方を整理した後に、ヒアリング、論点整理を重ねまして、9月頃に報告書を取りまとめ、また、審議会に答申案について出させていただきまして、パブリックコメントを経まして、10月ぐらい、秋ぐらいに答申をいただくというような現在のスケジュールで考えさせていただいてございます。

以上が御説明となります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○森川部会長　平松室長、ありがとうございました。それでは、皆様方、ただいまの御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたらチャットでお知らせいただけますでしょうか、皆様方、いかがですか。よろしいですか、特に御意見等ございませんか。

それでは、ありがとうございます。特に御意見、御質問等ないので、定足数も満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承し、本件諮問の審議に当たり電気通信番号政策委員会において調査検討を進めていただくことにしたいと思います。いかがでしょうか。お気づきの点等ございましたらチャットでお知らせいただければと思います。いかがですか、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○森川部会長　それでは、本件諮問につきましては、電気通信番号政策委員会において調査検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○平松番号企画室長　ありがとうございました。

閉　　会

○森川部会長　以上で本日の議題は終了となりますが、皆様方から何かございますか。事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長　本日はありがとうございます。事務局から特にございません。

○森川部会長　ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から御連絡差し上げるということでございます。

それでは、皆様方、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。以上で閉会いたします。ありがとうございました。